

様式第 3 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

宇美町長宛て

履行延期申請書

申請者	住所
	氏名
	電話番号
	勤務先
	勤務先／住所
	勤務先／電話番号

次の債務について、履行延期の特約を受けたいので、宇美町債権管理条例施行規則第 11 条第 2 項の規定に基づき申請します。

また、履行延期の特約を受けるための条件について承諾し、納付計画に基づき納付することを誓約します。

債 務 の 内 容	債 務 名		
	債 務 額		
	内 訳	元本金額	
		延滞金又は 遅延損害金 の額	
履行延期を必要とする理由			
履行延期に伴う担保			☐ 連帯保証人 ☐ その他

納付計画	回数	元 金	延滞金・遅延損害金	合 計	履行期限
特約条件	(1) 債権の保全上必要があるときは、町長の求めに応じてその業務又は財産の状況に関して報告し、帳簿書類その他の参考となるべき資料を提出すること。 (2) 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該履行延期の特約等に係る履行期限を繰り上げること。 ア 債務者が町の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。 イ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。 ウ 宇美町債権管理条例施行規則第 7 条各号のいずれかのとき。 エ 債務者が前号の条件その他の当該履行延期の特約等に付された条件に従わないとき。 オ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適当となったと認められるとき。 (3) 町の保有する当該債務者等の情報のうち、債権の管理のために必要な情報を町長が利用することについて承諾すること。 (4) 町の保有しない当該債務者等の情報のうち、債権の管理のために必要な情報につき町長が官公署等に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は債務者等の財産に関連がある情報を保有している者及びこれを保有していると認めるに足りる相当の理由がある者に質問し、若しくは財産等に関する帳簿書類等を調査し、当該情報を利用することについて承諾すること。				

※提供する担保に応じて、「連帯保証人承諾書」又は「担保提供書」を提出してください。